

お知らせ（薬）003
令和2年5月19日

医薬品マスターの改定について

下記のとおり医薬品マスターの改定についてお知らせします。

記

令和2年5月19日付け厚生労働省告示第214号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：29コード）

※令和2年5月20日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20200520」に設定し収載しております。